

前期日程入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

次の(設例)を読んで、問に答えなさい。(配点: 50点)

(設例)

A県B市に所在するC港は、B市の行政財産である港湾施設である。Xは、冷凍食品等の保管・販売を目的とする会社であり、C港の一角にある土地(以下「本件土地」という。)について、地方自治法238条の4第7項に基づき、B市長から、その使用許可(以下「本件使用許可」という。)を得て、B市に使用料を支払い、冷凍倉庫を設置・稼働させてきた。本件使用許可は、最初、2010年4月に行われ、以後、1年ごとに更新を認められてきた。ところが、2020年初頭、B市の都市計画局は、本件土地を通る市道を建設してC港へのアクセスを改善する案を検討し始めていた。そこで、2020年3月にXが提出した、本件使用許可の更新申請に対し、B市長は、上記の案を考慮し、不許可とする処分(以下「本件不許可処分」という。)を行い、翌4月、Xに通知した。その通知書には、本件不許可処分の理由として、「根拠規定は、地方自治法238条の4第7項。貴社の更新申請を認めると、近い将来におけるC港の適正な利用に支障を来すため。」と記されていた。

なお、A県知事や周辺の県における知事・市長が、それぞれ地方公共団体の代表として管理する別の港湾施設について同様の使用許可を行う場合については、許可に関する審査基準(行政手続法2条8号ロ、5条1項~3項)を既に定めて運用しているが、B市長は、その必要性は乏しいとの判断の下、2020年3月の時点で、未だ審査基準を定めていなかった。

[問]

Xは、本件使用許可の更新が認められなければ、C港における事業の遂行に大きな支障があることから、取消訴訟を提起して、本件不許可処分の取消判決を得たいと考えている。Xは、本件不許可処分の違法事由として、具体的にどのようなものを主張すべきと考えられるか。(資料)も参考にした上、手続的違法事由に限定して論じなさい。

(資料)

地方自治法(抄)

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。

- 一 不動産
- 二~八(略)

2(略)

前期日程入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

---

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2～6 (略)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8 (略)

9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。